

事務連絡
2024年5月27日

各分会長 様
各県病労執行委員 様

兵庫県立病院労働組合
執行委員長 土取 節夫

2024年度診療報酬改定による賃上げについて

連日の取り組みに敬意を表します。

2024年の診療報酬改定により、ベースアップ評価料の新設と入院基本料・初再診料の引き上げによる医療機関で働く職員の賃上げが措置されました。

自治労方針に基づき、病院局に要求書を提出し、やりとりを行いましたので、お知らせします。

記

1. 自治労方針に基づいた要求内容

- ・2024年度診療報酬改定により措置された財源をもとに2.3%以上の賃上げを行うこと。
- ・ベースアップ評価料を6月から算定し、賃上げを行うこと。
- ・初再診料と入院基本料の引上げ財源を用いて、賃上げを行うこと。
- ・医療機関で勤務する全ての職員の賃上げを行うこと。また、賃上げ額については、一律を基本とすること。
- ・診療報酬による賃上げに関しては、労働組合と十分な協議を行い、合意のうえで実施すること。

2. 当局回答

病院事業職員の給与は、地方公営企業法における給与決定の原則に基づき定めることとされている。

今年度においても、この給与決定の原則のもと、人事委員会が行う民間給与等の調査の結果を踏まえた県全体の動向及び国、他府県等の現状や課題、本県病院事業の経営状況等を勘案し、皆さん方と丁寧に協議していきたいと考えている。

3. やりとり

組合) ベースアップ評価料の申請は、どう考えているのか。

当局) 適切な病院収益の確保を図るため、6月からの算定に向け各病院において届出を行うこととしている。

組合) この度の診療報酬改定による賃上げにつて厚労省は、人事院（人事委員会）勧告と診療報酬による賃上げ両方行うことも問題ない、との見解を示しており、自治労は

勧告とは分けて考え、月額手当を求める方針を出している。そのことも踏まえ、丁寧な協議を求めておく。